

～市制度融資を活用する際に信用保証料相当額を補助します～

長岡市制度融資活用事業継続サポート補助金

長岡市では、長岡市小口零細企業保証制度資金（新型コロナウイルス感染症対応要件）の信用保証料相当額を補助金として支給することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける小規模企業者の事業継続を支援します。

◎補助額

「長岡市小口零細企業保証制度資金」（新型コロナウイルス感染症対応要件）の信用保証料相当額
※令和4年4月1日（金）から令和5年2月28日（火）までに融資実行されたものが対象。

<長岡市小口零細企業保証制度資金（新型コロナウイルス感染症対応要件）>

対象者	融資限度額	貸付利率	返済期間
市内で事業を営む小規模企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業信用保険法第2条第5項各号に該当するもの	2,000万円	5年以内 1.45% 5年超 7年以内 1.65% 7年超 10年以内 1.85%	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (据置1年以内含)

◎申請期間

令和4年4月1日（金） から 令和5年2月28日（火） まで

◎申請方法

金融機関に融資を申し込み、当該融資実行後に、下記の提出書類を産業支援課へ提出してください。

<提出書類>

- ・長岡市制度融資活用事業継続サポート補助金申請書
- ・金融機関へ提出した「長岡市制度融資借入申込書」及び「納税証明書」の写し
- ・新潟県信用保証協会発行の「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」（信用保証料計算書）の写し

◎お問い合わせ

長岡市商工部産業支援課 TEL0258-39-2222（直通）

※「長岡市地方創生特別融資・起業創業貸付」（信用保証料100%補助）、「長岡市小口零細企業保証制度貸付（平常要件）」（信用保証料90%補助）の信用保証料は、長岡市が直接新潟県信用保証協会へ支払います。詳しくは金融機関へお問い合わせください。